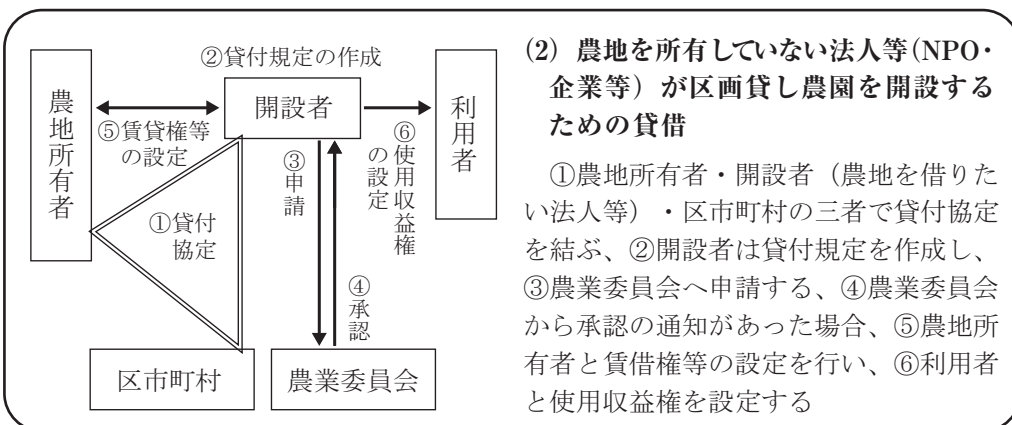
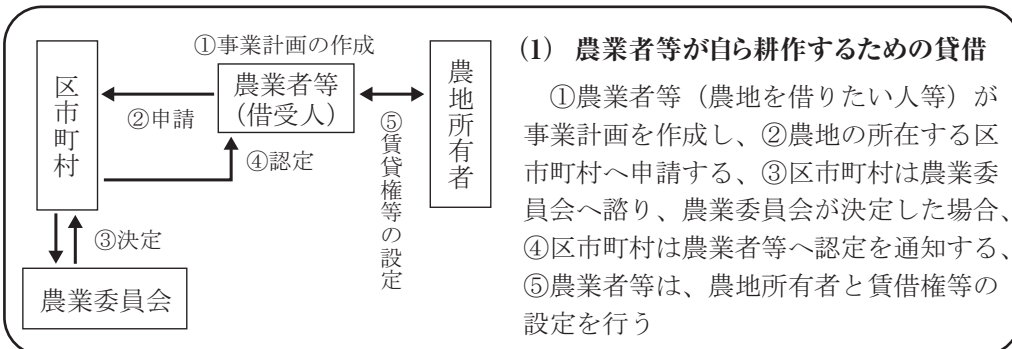


生産緑地の貸借が可能になりました！

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「都市農地貸借法」）が平成30年9月1日に施行され、生産緑地の貸借が可能になりました。これまでの生産緑地の貸借については、①所有者による買取申出ができない、②相続税納税猶予が打ち切られる、③貸したら返却されない、といった課題のため事実上困難でしたが、都市農地貸借法に基づく一定の手続きを経ることで改善されます。

また、都市農地貸借法により、農地を所有していない法人等（NPO・企業等）が区画貸し農園を開設することも可能となりました。

◎都市農地貸借法により可能となった「貸借の仕組み」とは？



◎貸借の仕組みを使うとこう変わる ③つのポイント！

1. 一定の関与があれば、主たる従事者証明は発行されます

上記（1）の仕組みにおいては、主たる従事者（農地借受人）の従事日数の1割以上、上記（2）の区画貸し農園の場合は、年間約40日以上従事する農地所有者も主たる従事者に含むこととされました。よってこの場合、生産緑地の買取申出が可能になります。なお、農地所有者の従事する業務としては、当該生産緑地の見回り・除草、周辺住民からの苦情対応等などが例示されています。

2. 相続税納税猶予制度の適用を受けることができます

上記の仕組みを使い、所定の手続きを行えば、引き続き納税猶予制度の適用を受けられ、この貸付期間中に相続が発生した場合も、相続人は新たに納税猶予制度の適用を受けることが可能です。

ただし貸借後、新たに倉庫やトイレ、駐輪場等を設置すると納税猶予が打ち切られます。事前に足立区農業委員会までご相談ください。

3. 賃貸借の期間満了時は必ず返却されます

ただし、上記（1）の方法による賃貸借契約期間中に、相続等の理由で農地の返却を希望される場合、貸主（農地所有者）と借主の合意の下で賃貸借契約を解除する必要があります。相続の発生等を理由に、契約期間中に一方的に解除することは原則できません。

農業委員会だより

（第43号）

平成三十一年三月十五日
編集・発行 足立区農業委員会
足立区中央本町一十七番一
Tel 三八八〇一五八六六（直）

平成31年度足立区農業委員会 活動計画(案)を作成しました

平成29年7月から新たな体制のもとで農業委員会の活動が進められている。

新制度においては、「農地の利用の最適化」に重点を置き、農地の利用促進をより一層推進していくとともに、これまでの活動を引き継ぎ、農業委員会活動を向上させていくことが求められている。

一方で、平成30年4月1日に生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が施行され、同年9月1日には都市農地貸借円滑化法が施行された。さらに、同年11月16日には農地法の一部改正が施行され、底面の一部をコンクリート等とした農業用施設については農業委員会への届出により農地とみなされるなど、都市農地関連制度の見直しや新たな農地制度は、今後の都市農業の行方を左右するものであり、農地制度を担う農業委員会においては、都市農業者への制度周知など大きな社会的役割を担っている。

このような情勢を受けて、平成31年度の農業委員会活動については、「行動する農業委員の活動」を推進するとともに、情報収集、新たな農地制度の周知に積極的に取り組んでいくこととする。

☆行動する農業委員会活動の推進☆

農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指す。

- 1 生産緑地の肥培管理と利用促進
- 2 地域の農地状況の情報収集と把握
- 3 特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法の制度周知
- 4 借り手農家と貸し手農家間のマッチング支援

☆農地等の利用の最適化を

推進する活動☆

新たな農業委員会法により位置づけられた「農地等の利用の最適化を推進する活動」に具体的な取組み目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員会による地域活動を進める。

- 1 農地利用状況調査の充実及び効率的な実施
- 2 生産緑地制度の周知と追加指定の推進

☆情報活動の推進☆

新たな農地関連制度の情勢を的確に伝え、より一層の理解を図るため、農業委員会だよりの発行等により積極的に情報を発信していく。

- 1 農業委員会だよりの発行
- 2 農業関連イベント等における農業委員会活動の周知

- 3 区内農業者への戸別訪問や説明会開催による制度周知

☆認定農業者等の支援活動☆

人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を関係機関と協力する。

- 1 農業後継者等、担い手を対象とした人材育成事業に対する支援
- 2 研修・相談、簿記・生産履歴記帳等の経営改善事業等への支援
- 3 農業経営改善計画の認定への支援、家族経営協定締結への誘導支援
- 4 施設化の推進や基盤整備事業に対する支援

☆地域農業の確立に向けた活動☆

歴史と高い技術を持つ足立の農業・農産物を内外に広くPRし、地産地消を推進するとともに、区内農業の発展に努める。

- 1 地場農産物の普及促進事業の支援
- 2 各種イベントへの積極的な参加や直売会による農業PRや地産地消の推進
- 3 ロゴマーク「めいどINあだち」の活用等による区内産農産物PRの支援
- 4 区内小学校における江戸東京野菜「千住ネギ」の栽培活動の支援

☆農業のある地域づくりの推進☆

農地・農業の持つ多面的機能を有効な資源として活用した地域農業を展開するため、子どもからお年寄りまでが身近に接するこ

とのできる農業について、関係機関と協力し、地域住民と協働して取組みを進める。

- 1 農業ボランティアの育成・派遣と体験学習事業への協力
- 2 農業体験学習や職場体験に対する支援
- 3 「食と農」に関連する事業への参加と支援

☆農政活動の推進☆

都市農業の維持保全と振興政策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携、協働し、新たな施策展開を進める。

- 1 東京都農業会議連携活動及び事業への積極的な参加
- 2 都市農地保全推進自治体協議会への協力

～意見募集～

この活動計画（案）について、皆様からの意見を募集します。
住所・氏名・電話番号・意見を明記し、持参または郵送・FAX・Eメールでお寄せください。

〈提出(宛)先〉
足立区役所農業振興係(南館4階)
郵 送：〒120-8510
(住所は記載不要です)
F A X：03 (3880) 5605
Eメール：
sangyo@city.adachi.tokyo.jp
〈提出期限〉3月29日（金）

■農地利用状況調査

農業委員会は、9月から10月にかけて、区内の生産緑地を中心に農地の利用状況調査を実施しました。ほとんどの農地が適正

に管理されている一方、問題のある生産緑地もありました。今回の調査で問題点が認められた農地については、土地所有者に適正な管理を求めました。

問題のある状態が続くと、土地所有者に不利益が生じる可能性があります。例えば、生産緑地においては固定資産税等の税額が宅地並課税とみなされます。また、相続税納税猶予が適用されている農地は期限の確定（納税猶予の打ち切り）となります。宅地化農地も含めて、農業者の皆様には日頃からの適正な管理をお願いいたします。

■国有農地見回り

11月に、区内40カ所の国有農地を東西に分け、各担当委員と事務局が延べ2日間かけて現況の見回りを行いました。前年度の見回りで以降、問題のあった国有農地においては一部改善も見られましたが、残念ながら改善が確認できない農地もありました。見回りの結果は都に報告し、適正な管理と迅速な対応を求めました。

■行政視察「ユニバーサル農業」を学ぶ

農業委員会は、11月8日(木)と9日(金)の2日間、静岡県浜松市農業水産課とJAとびあ浜松の直売所などを視察しました。「ユニバーサル農業」とは、農業園芸作業を行うことによる生きがい創りや、高齢者・障がい者の社会参画などの効用を、農

業経営の改善や多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組みです。

具体的には、伝統的な手作業を治具(器具)を用いた作業に替える、障がい者に合わせた機械を開発して作業効率の向上を

実現するなど、たくさんの方が効率的に動ける環境を整えていました。

視察2日目に訪れたJAとびあ浜松の直売所は、商品の豊富さに驚きました。市内に4店舗を構え、年末年始を除いて年中無休で営業しており、視察した三方原店ではJAの職員1名とパート29名で運営しています。浜松ではセロリや三方原ジャガイモが特産で、JAではジャガイモを加工してつくった煎餅も販売されていました。

当日は小雨交じりの天候でしたが、直売所の中は新鮮な野菜や花を求める多くの人が並んでいました。生産者も消費者も笑顔になるためのヒントが沢山ある視察でした。

(編集・内田 宏之)



浜松市農業水産課視察の様子

認定農業者紹介

立春過ぎの2月8日(金)、伊興の江川浩さんのお宅を訪問しました。門を入ると、母屋の南側にハウスがたくさん並び、その中でお話を伺いました。中に入ると、外の空気とは一変し、少し暖かく作業しやすい環境のもと、収穫を目前に控えたコマツナがすくすくと元気良く育っていました。

江川さんは、小さい頃より長男であり家を継ぐことは決めていたそうですが、一度造園の仕事に就き農業を外から見て考え、それから父親から農業の基本を学んだそうです。今では、家族の協力とそれぞれの役割を分担し、自分の工夫を入れてコマツナの生産に力を入れているとのことでした。隣家の農家もコマツナ農家で年齢も近く、互いに刺激しあう仲間として励みになっていると話されていました。



育てているコマツナは、地産地消を大切にして、大半を学校給食用として出荷し、残りを市場という割合にしているとのことでした。納入している学校は13校で、毎日平均7〜8校に納入しています。学校により納入時間が決められており、効率的な配達経路を考えるのが大変と話されていました。

出荷の時に最も注意していることは、学校の給食でよりおいしく食べられるよう、コマツナに異物混入が無いよう点検することだそうです。また、「東京都エコ農産物」の認証を受けており、農薬についてもできるだけ少なくしているとのことでした。

毎年、ハウス内での農業体験学習を受け入れており、コマツナに直接触れ合った後、その児童が給食のコマツナを残さず食べた報告を聞いたときは、元気をもらった感じがしたと嬉しそうに話されていました。

ハウスで作るコマツナは、3品種を主体に年間を通して各ハウス5〜6作ということです。学校納入が主の時期は、休日があり取れず、給食のない夏休みが一番の休みが取れるということでした。夏場の暑い時期は、日よけをしてもハウス内は摂氏40度を超えるため、中での作業は大変つらいと話されていました。

帰り際、これからの出荷を待つハウスを

見学させていただきました。青々としたコマツナのじゆうたんなが一面に広がっており、とても素晴らしいものでした。

これからも、児童が笑顔になるような給食のため、日々大変な作業ですが、頑張っていたきたいと思っています。

この度は、忙しいなか大変ありがとうございました。
(編集・内田 宏之)



認定農業者フォローアップ事業

①農業簿記勉強会

昨年5月から東京都農業会議の田中講師のもと、区役所で計8回、延べ36人が参加して実施された、平成30年度「農業簿記勉強会」が2月をもって終了しました。

昨年度に引き続き、意欲的な農業者の方が勉強会に参加されました。また、今年度から新たに2経営体の農業者の方が勉強会に参加され、収支の計算やパソコンの入力など、熱心に帳簿を整理していました。

農業簿記勉強会は、認定農業者に限らず農業経営の改善を目指す農業者ならどなた

でも受講することが出来ます。また、パソコン操作が苦手な方でも、田中講師からその都度丁寧に解説していただけます。

平成31年度に受講を希望される方は、ぜひ農業振興係までご相談ください。

②認定農業者フォローアップ相談会

12月6日(木)、11日(火)の二日間にかけて、JA東京スマイル足立支店で「認定農業者フォローアップ相談会」が開催されました。

平成27年度に認定された足立区認定農業者19経営体が5年間の経営改善計画の3年目を迎え、現在の経営状況を確認し、見直す機会として実施しています。都、東京都農業会議、JAなどで組織する「相談支援チーム」が、計画達成状況について確認し、計画達成に向けた助言を行いました。

労働力の省力化や経営管理についての具体的なアドバイス、補助金やGAPについての制度説明など助言内容は多岐にわたり、認定農業者の皆様にとっても実りのある機会となりました。



経営改善計画が目標とする期間は残り2年間です。認定農業者の皆さまには、計画達成を目指して、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

区と農業委員会では、今後も認定農業者の認定や農業経営改善計画の目標達成への支援、家族経営協定締結を推進していきます。「認定農業者になりたい」、「認定農業者制度について知りたい」という農業者の方は、農業振興係までお問い合わせください。

江戸東京野菜「千住ネギ」収穫授業

区内小学校4校で実施している江戸東京野菜「千住ネギ」栽培授業では、9月から10月にかけて各学校にて行われた苗を畑に定植する授業を経て、ついに収穫の時期を迎えました。

今年度は、夏には記録的な酷暑や度重なる台風に見舞われ、冬は雨の降らない日が続くなど、異常気象続きの1年となりました。順調に定植、収穫の授業を実施できた学校もあれば、苗が生育不良となってしまう学校もあり、天候や病害虫に対処しながら農作物を栽培することの難しさを改めて実感することとなりました。

1月23日、農業委員立ち会いのもと、栗原北小学校でネギの収穫授業が行われました。

た。当日は、「江戸東京伝統野菜研究会」

の大竹道茂代表にもご参加いただきました。異常気象に見舞われながらも、栗原北小のネギは非常に立派な出来栄で、児童は農業委員の指導を受けながら楽しそうに収穫していました。また、収穫したてのネギを使って調理実習も行われ、子どもたちは栽培したネギを自ら調理、試食していました。授業を通じ、児童は生命を繋ぐ「命のリレー」の大切さを体験するとともに、自分たちが栽培したネギを食べることの喜びを実感しました。

5月にはネギの種取りが行われ、採取された種は来年度栽培する学年へと引き継がれます。農業委員会は、次の代もネギを栽培し、「命のバトン」を繋ぐことができますよう、引き続き支援していきます。



→見事な出来栄！



←子どもたちで調理しました

第68回関東東海花の展覧会

2月1日(金)から3日(日)の3日間、池袋サンシャインシティ文化会館で、第68回関東東海花の展覧会が開催されました。

この展覧会は、花に対する理解を深め、一層の花の消費啓発を図ることを目的として、関東東海地域の1都11県と花卉関係6団体が主催する、日本で最大規模の伝統ある花の展覧会です。

展覧会に先立ち、1月31日(木)に花の品評会が開催され、足立区では並木一重さん(一ツ家)が、金賞(園芸文化協会会長賞)と銅賞の2点を受賞されました。



金賞

キンセンカ



銅賞

パンジー・ブロッチ

第48回足立区冬花品評展示会

12月19日(水)から20日(木)の2日間、区役所1階区民ロビーでJA東京スマイル足立花卉部会の後援による「第48回足立区冬花品評展示会」が開催されました。

丹精込めて栽培された、花苗、切花等合計44点の花々が出品、展示されました。

また、2日目の20日(木)には展示品のチャリティー販売が行われました。販売開始前から多数のお客様に並んでご購入いただき、完売となりました。売上金の一部は社会福祉協議会に寄付することになっています。

品評会上位入賞者は次の方々です。

(敬称略)

優秀賞

並木清人(一ツ家)



優良賞

西山敏雄(江北)

ポインセチア 赤(鉢)

ウィンターローズ

榎本紋子(扇)

アリッサム イースターボネット

内田宏之(興野)

スイセン ニホンズイセン

並木一重(一ツ家)

葉ボタン 紅つぐみ

品評審査会風景。寒さに負けず、綺麗に咲いた花々を真剣な眼差しで見つめる審査員の方々です。



←チャリティー販売では、たくさんのお客様にご来場いただきました。

農業者大会

2月22日(金)昭島市民会館において、第60回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました。また、記念行事として、顕彰事業等受賞者への授与式が行われ、足立区では2組の農業者の方が表彰されました。(敬称略)

第58回企業の農業経営顕彰

東京都農業会議会長賞・東京都知事賞

榎本 守伸・雅予(扇)



第45回農業委員会等功労者表彰

農業功労者感謝状

中田 文雄(入谷)



第16期農業ボランティア認定証交付式が行われました

11月15日(木)、平成30年度農業ボランティア養成講座の閉講式が行われ、受講生12名の方に農業ボランティア認定証が交付されました。6月から11月にかけて区内農業者の圃場などにおいて計12回の講座が行われ、耕運、種まき、施肥から収穫、出荷までの農作業や、農薬についての講義と散布実習などを体験しました。

今年は、残暑が厳しく、秋に入った講座でも、汗だくの農作業となりました。こうした中、受講生からは農業者の方々の苦勞を身にしみて実感し、農業ボランティアとして協力したいとの声がありました。

平成15年から始まった農業ボランティア事業は年々定着してきており、今年度の講座を修了した方は、さっそく12月から、農業ボランティアとして活躍されています。

今後、農業ボランティアを活用したいとお考えの農業者の方は、農業振興係までご相談ください。



「秋の収穫祭」・「光の祭典」で農産物の直売に協力しました

「秋の収穫祭」及び「光の祭典」にて、「足立区農業生産者クラブ」による区内産の野菜や花苗の直売が行われ、農業委員会も農産物の出品及び販売に協力しました。



△販売を待つ人の行列



△テントに並ぶ旬の野菜

10月20日(土)に都市農業公園で開催された「秋の収穫祭」では、1,039点が出品され、盛況のうちに完売しました。また、12月1日(土)に元渚江公園で開催された「光の祭典」では、販売開始前から多くの来場者が列をつくり、1,390点を販売しました。

今年は、どちらのイベントでも晴天に恵まれました。また、来場者からは「毎年楽しみにしています」という声も聞くことができ、区内産農産物への高い評価を実感することができました。各イベントにおいて出品や販売従事にご協力いただいた農業者の皆様、ありがとうございました。

～ 特定生産緑地制度について～

1 申請受付は 平成31年4月から開始予定

特定生産緑地制度は、生産緑地について買取申出が可能となる時期を10年間延長する制度です。指定から30年を経過する前に特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の税制特例が継続されます。

区では、特定生産緑地の申請受付を平成31年度以降に開始する予定で現在準備を進めています。

申請受付の開始に伴い、平成31年度は平成4年に生産緑地の指定を受けられた農業者の皆様を対象として、申請手続きに関するお知らせを郵送する予定です。

詳しくは、改めてご案内いたします。

2 特定生産緑地の指定にむけたスケジュール(予定)

2019年(平成31年)

3月末 特定生産緑地指定申請書の発送

4月 申請受付開始

(対象：平成4年指定)

6月末 申請受付終了

12月 都市計画審議会への意見聴取

特定生産緑地指定告示

公示後、利害関係人同意者全員(権利者)への通知

◎生産緑地(下限面積300㎡)の申請についても、引き続き受け付けを行っております。

3 申請手続きに必要な書類について

- ①土地登記簿謄本(全部事項証明書)
- ②公図及び案内図
- ③農地等利害関係人同意確認書 ※1
- ④印鑑証明書(農地等利害関係人全員)
- ⑤実測図又は地積測量図 ※2 など

【特定生産緑地の申請手続きに関する問合せ】

足立区農業委員会事務局

電話 03-3880-5866

例) 生産緑地に指定した時期が分からない等

※1 相続税納税猶予制度を受けられている方の財務省の抵当権については、区が一括して税務署長の同意を取得する予定です。

※2 一筆の生産緑地の所在(地番)の中で、一部のみを特定生産緑地として指定される場合、分筆をして頂き、実測図又は地積測量図の書類の提出をお願いします。

農産物の放射性物質検査状況

134・137では農産物に含まれる放射性セシウム今年度の区内産の野菜について、都農林

総合研究センターが行った検査(平成30年9月27日 コマツナ(施設栽培)の結果、セシウム134・137どちらも検出されませんでした。

※農産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム134と137の合計が100Bq/Kgです。

【編集後記】

露地栽培している冬の農地は少し寂しく感じられます。夏菊の芽も小さく、寒ざらだけで夏野菜を待つ場所もぼこぼこしているだけで、アジサイに至っては枯れ枝が立っているようにしか見えません。どの農家もそうかと思えば、冬の季節でも出荷し、期待される江川さんのような農家もいらつしゃいます。

農業委員として、様々な農家や直売所を訪ねることが多くなりましたが、それぞれの思いが伝わる話を伺うことができ、どれも感心するばかりです。(内田 宏之)

●ご意見・ご感想をお寄せください●

農業委員会だよりの感想や今後取り上げてほしい記事などがありましたら、農業委員会事務局(農業振興係)までお寄せください。

Tel (3880) 5866(直通) V